

山梨県選挙管理委員会告示第四十四号

山梨県議会議員一般選挙において開票事務を選挙会事務に併せて行う選挙区（平成三十一年山梨県選挙管理委員会告示第四十一号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中込まさゑ

「甲府市選挙区」

を「甲府市選挙区」に、

「北杜市選挙区」

を「北杜市選挙区」

「富士吉田市選挙区」

「甲斐市選挙区」

「甲州市選挙区」

を「甲州市選挙区」に改める。

に、

「中央市選挙区」